

近代日本における〈市民〉の労働・余暇と娯楽の合理化過程

——1920年代大阪市社会教育政策の展開を中心に——

生涯教育計画コース 関 直 規

Work and Leisure of "Citizen" and the Improvement of Recreation in Modern Japan :
A Historical Study on the Social Education Policy of the Osaka City Government in the 1920's

Naoki SEKI

Little is known about the history of municipal social education policy, because most studies on the history of social education have concluded that it specially played central role to govern the rural society through the Emperor system in modern Japan.

The purpose of this paper is to investigate the rationalization of recreation resulted from the change of work and leisure composition in the 1920's through an analysis of the social education policy in the Osaka city government. The leisure time of urban dwellers had been left largely to commercialism which had exploited their life. Reforming their leisure time and recreational activities seriously as a municipal problem meant more than recuperation from their labor. It involved also opportunities for citizenship education to make urban dwellers independent and ideal citizens.

First, I review the composition of work and leisure problems from a statistical research of working and leisure time. Secondly, I consider the policy of recreation in the Osaka city government under the following two points. For one thing, the recreational thought of officials specializing in urban policy. Then the fostering growth of attachment for modern Osaka contained in consuming leisure activities.

In this paper I would like to show some historical facts in order to establish the history of the social education policy based on urban universality in modernization process which will recompose the most historical studies so far.

目 次

I. はじめに

- I. はじめに
- II. 近代都市における労働・余暇問題の生成
 - A. 労働・余暇問題の構図
 - B. 工場労働者の労働時間と休業日
- III. 大阪市における余暇・娯楽政策
 - A. 都市専門官僚の余暇思想
 - B. 大阪市社会教育行政の成立と展開
- IV. 余暇・娯楽事業の中の愛市精神
 - A. 都市住民の教化的・娯楽的余暇活動
 - B. 愛市心形成の契機
- V. おわりに

本稿は、近代日本における労働・余暇問題から派生した娯楽の合理化過程とその意味について、1920年代の大坂市社会教育政策の分析を媒介として明らかにすることを目的とする。第一次大戦前後の産業化、工業化の急速な進展を背景として、向都離村の出郷者が大量に生成することになるが、それとともに彼らの余暇の営みを支える娯楽産業も拡大していった。やがて都市自治体では都市問題対策の一環として、これらの余暇・娯楽問題¹⁾にも着眼していく。とりわけ1920年代以降、社会教育の領域でその具体的な政策化が進められた。ここにおいて都市住民による余暇・娯楽の消費は、単なる労働力の社会的再生産や再創造にとどまらず、都市住民を近代都市の構

成員である〈市民〉として自律させる媒介点としてもまた捉えられるようになるのである。

なお本稿もそこに位置付けられるであろう近代日本都市社会教育政策史の展開は、現在次の二つの流れを持っていると考えられる。

まず第一に、従来の社会教育史研究の多くが、戦前日本における農村を基盤とした社会教育の特殊的側面のみを照射してきたことの相対化である²⁾。天皇制やファシズムに対する反省から、これまでの史的アプローチはその温床となった農村を分析対象として措定することが多かったが、そのため農村とは異なる独自の地域社会としての都市を、共時に設定しようとする試みが意識的になされることは少なかったといえるだろう³⁾。近年、都市を対象とする個別報告がようやく開始されつつある。

第二に、他の研究領域の展開とも連動しながら、社会教育史研究においても“近代”そのものの問い合わせ試みられるようになったことである。例えば、最近では1920年代の社会教育を俎上にのせながら、“社会教育を近代的な社会的事実・リアリティとしてとらえ、そこにおける〈近代〉なるものの位相を描き出す”⁴⁾という試みが行われた。むろんその考察対象は、都市だけに限定されるものではないが、近代化過程における都市－農村社会の構造的変容及び戦前・戦後の連續性を念頭におく論理構成を持つ点は、その特質として指摘できるだろう。第一の流れが「空白」を埋める作業に比重がかかっているのに対し、第二の流れは、従来までの近代社会教育行政像を再構成しうる新たな方法論的論議を含むものといえる。

筆者もまた1920年代の東京・大阪両市の社会教育政策を、都市専門官僚と都市住民による共益的な〈市民〉化過程として分析することによって、近代日本都市社会教育政策史を構築するための基本的な分析枠組みの提示を試みたことがある⁵⁾。これは従来までその解明が遅れていた大都市自治体の社会教育政策に焦点化しつつ、近代的な〈市民〉創出過程を捉える試みであったという点において、上記の二つの流れを接合するような方向性を持つものといえるだろう。本稿はさらにそうした研究の一環として、大阪市社会教育政策の展開を媒介にしながら、娯楽の合理化過程とその意味を分析しようとする位置付けにある。なおここで大阪市に焦点化するのは、東京とともに民衆娯楽の企業化、大規模化が早くから進展しており、かつ当時の六大都市（東京・大阪・名古屋・京都・神戸・横浜市）の中で最も早く社会教育課を新設していることにみられるように、社会教育政策についてもまたそこが先進地であったことによる。よって大阪市は娯楽の合理的再編成を検討する上で、方法的にみても極めて

重要な位置を占めていると考えられるのである。

この時期の余暇・娯楽に関する社会教育史研究としては、第一次大戦後の新たな動向の一つとして、余暇生活における“民衆娯楽の教育化”⁶⁾を指摘した小川利夫の解釈が代表的なものといえるだろう。また社会教育史研究の立場から都市の余暇政策を捉える視点を用意した先駆的研究としては、労働・余暇問題の生成とその帰結としての教育的活用について指摘した倉内史郎の分析がある⁷⁾。また最近の近代都市史の展開においても、余暇の規律化という視点から、日露戦後から第一次大戦にかけての都市官僚の労働者観を検討した住友陽文の研究⁸⁾が存在している。とりわけこれら倉内、住友の指摘は、史料的制約がありながらも、当時の余暇、労働問題の構図とその政策化の論理構造を的確に捉えていたという点において重要なものといえよう。

しかしながらこの時期、都市住民の余暇環境を整備する中核的役割を演じたのが都市自治体レベルの社会教育政策であったことを考慮すれば、それら先行研究が明らかにしている問題は、都市社会教育政策史の中に改めて位置付け直すことによって、初めてその意味付けが可能になるのではないだろうか。その場合、都市専門官僚の余暇思想の基本的特質とそれを産み出した土壌はどのようなものなのか。またそうした思想を基盤に持つ余暇や娯楽の合理的改良が、結果としていかなる社会的機能を果たしていたのか。本稿はこれらの問題を以下の構成に基づき、大阪市の事例から具体的に検討することを課題とするものである。

まずIIでは近代都市における労働・余暇問題の生成を捉えるため、大正末期の工場労働者の就業時間と休業日の実態を、労働統計実地調査から把握しておきたい。そしてIIIでは、大阪市における余暇・娯楽の政策化の過程を分析するが、そこで焦点は、第一に、都市専門官僚の余暇思想の内実であり、第二に、大阪市社会教育行政の具体的展開である。さらにそこで事業に内在したであろう愛市心涵養の契機をIVにおいて捉えることで、余暇・娯楽の合理化に関わる基本的な問題点について考えていきたい。

II. 近代都市における労働・余暇問題の生成

A. 労働・余暇問題の構図

第一次大戦前後の時期、都市部での人口の量的増大に伴い、都市住民の内部構成もまた大きく変容することになるが、まずはその概要を簡単にではあるが確認しておくことにしよう。全国でみれば、1900年から1920年にか

けて、有業者総数に占める農林業者の割合が67.2%から51.8%に減少している。一方、非農林業者の場合は32.8%から48.2%へと大きく増加しており、とりわけ従業員5名以上の工場に従業する者は2.0%から5.7%になりその構成比を伸ばしている⁹⁾。さらに大阪市(東西両成郡を含む)では、1920年の労働人口に占める農業従事者の割合は2.7%である。他方、工業従事者は46.4%となっている。さらにこれに近代的産業に含まれるであろう商業、交通業の従事者を入れると84.3%となる¹⁰⁾。こうした商工業地としての大阪市特有の地理的条件から、労働時間短縮及びそれを大きな条件の一つとする余暇に関する都市的な問題がやがて浮上することになる。

近代産業が発展するにつれてとりわけ女性や少年の労働条件は劣悪な状況におかれていた。そこで労働力保全、公衆衛生の視点を織り込んだ工場法が1911年に公布、1916年に施行されることになった。これは女子と幼少年のみを対象として、1日12時間以内の労働時間の制限をも規定するものである。しかし、工場法施行を契機として一般に12時間前後の就業時間となり、大正末期から昭和初期にかけて、工場法の一応の目標である10ないし12時間という労働時間水準に達していたといわれている¹¹⁾。また第一次大戦後、各国の労働問題の調整機関として国際労働機関(ILO)が設立されているが、そのことは

日本での労働・余暇問題にも影響を与えることになる。1919年の第一回総会は、その議案第一号として8時間労働制条約を取り上げ、日本の週労働時間について15歳未満48時間、15歳以上57時間、生糸工業60時間、坑内労働48時間という特例付きでその制限が決定されている¹²⁾。こうした国際的圧力や労働運動等を媒介とする国内での世論の高まりによって、さらに工場法及びその他関連法令の改正が進められていく。

さてこれら大正期における都市部での労働者の増大や労働時間問題の生成は、それらを条件とする民衆娯楽に関する論議をも呼び起こすことになる。実際に大阪市において余暇や娯楽の政策化は、これらの労働時間短縮化の動きと不可分に進展していくのであった。

B. 工場労働者の労働時間と休業日

それでは大阪市における労働者の労働時間と休業日はいかなる状況であったのか。ここでは労働統計実地調査(第一回)¹³⁾に基づき、当時の労働・余暇問題の実際の状態を、あくまで限られた範囲ではあるが把握しておくことにしよう。

表1は大阪市と全国について、それぞれの一日あたりの所定労働時間別工場数及び労働者数とその構成比を、また表2は大阪市における一ヶ月あたりの所定休業日別

表1 一日所定労働時間別工場数及び労働者数とその構成比(単位%)

		7時間以内	8時間以内	9時間以内	10時間以内	11時間以内	12時間以内	12時間以上	合計(N)
大阪市	工場	0.6 (5)	12.0 (96)	32.1 (256)	40.5 (323)	12.3 (98)	1.9 (15)	0.6 (5)	100.0 (798)
	労働者	1.2 (1463)	18.4 (22735)	20.6 (25417)	36.6 (45190)	21.8 (26960)	1.2 (1460)	0.2 (216)	100.0 (123441)
全国	工場	0.5 (34)	7.2 (514)	22.5 (1602)	26.0 (1852)	29.4 (2097)	13.6 (972)	0.8 (59)	100.0 (7130)
	労働者	0.2 (2659)	7.9 (104213)	23.9 (317236)	23.0 (305686)	26.9 (355550)	17.2 (228735)	0.9 (12110)	100.0 (1326289)

出所) 大阪市は大阪市社会部調査課『大阪市労働統計実地調査概要』第一回1925, p.20, また全国は内閣統計局『労働統計実地調査報告』工場の部第一巻, 東京統計協会1927, p.234-235より作成。

表2 一ヶ月所定休業日数別工場数及び労働者数とその構成比(単位%)

		無休業	1日	2日	3日	4日	5日以上	合計(N)
大阪市	工場	0.6 (5)	0.6 (5)	69.7 (556)	5.9 (47)	18.9 (151)	4.3 (13.0)	100.0 (798)
	労働者	0.4 (469)	0.2 (253)	38.1 (47031)	3.8 (4730)	44.5 (54889)	13.0 (16069)	100.0 (126441)

出所) 大阪市社会部調査課, 同上書, p.20

の工場数及び労働者数とその構成比をそれぞれまとめたものである。

まず表1から、大阪市の場合、工場では10時間以内が最も多く40.5%に相当しており、次いで9時間以内のものが32.1%，11時間以内のものが12.3%，8時間以内のものが12.0%であり、これらで全体の96.9%を占めている。また労働者でもまた10時間以内のものが36.6%で最も多く、11時間以内のものが21.8%，9時間以内のものが20.6%，8時間以内のものが18.4%という構成比を示している。これを全国の場合と比較をすれば、大阪市の方がいくぶん労働時間が短縮されていた様子を確認することもできるだろう。

一方、表2から休業日数別の割合を見れば、工場については休業日2日の割合が最も多く、それだけで全体の69.7%を占めている。これに次いで4日のものが18.9%となっており、他ははるかに少ない割合となっている。労働者でもまた4日と2日がそれぞれ44.5%と38.1%となっており、これで全体の8割以上を占めていることがわかる。なお大阪市では、2日の場合は1日と15日が、4日の場合は毎日曜日が選択されることが多かったとも報告されている¹⁴⁾。

これらの数値はあくまで所定の労働時間及び休業日として算出されていることから、残業や通勤等の所定以外の拘束的時間を考慮しなければならないであろう。だがこれら労働・余暇問題の都市的とでもいえる状況を大きな条件として、都市住民の余暇の善用への道が開かれていくようになる点は確認しておく必要がある。なぜならこれら余暇時間の析出は、小林嘉宏も指摘しているような、娯楽を享受する民衆の生活自体の統御が、教育の視点から問題化されていく、大正期における新たな社会教育政策の展開¹⁵⁾の土壌を構成するものでもあったと考えられるからである。

III. 大阪市における余暇・娯楽政策

A 都市専門官僚の余暇思想

さてこのような労働・余暇問題から導かれつつ、大阪市社会教育政策では、都市住民のために余暇・娯楽の機会を積極的に提供していくことになる。その具体的展開の検討に移る前に、都市専門官僚が余暇対策を推進した都市政策的含意を、ここで改めて確認しておく必要があるだろう。この時期の社会教育政策は社会政策と未分化な状態におかれており、むしろその一環として位置付けられる傾向を示していたといえるからである。

1920年前後の大阪市政では、新たに都市専門官僚制が

成立してそれ自体大きな変容の時期を迎えていた。明治地方制による市政では、大阪市の政治の基礎単位である学区に影響力を有する地域有力者が、市会の多数を占め官治の枠内においてその利害が調整されていた。これに対して、1920から30年代になると都市行政の肥大化、複雑化、普選にいたる公民権の拡大などを背景として、都市専門官僚が市会と地域有力者を同意調達の手段に組み込みつつ実質的な市政運営の独占を図ろうとする体制に再編成されていく¹⁶⁾。とりわけ1923年から1935年までの長期にわたり第7代大阪市長に就いた関一を中心として、本格的な都市政策が開始されることになる。

都市専門官僚にとって彼らの制度的基盤を再生産するためにも、都市住民が都市社会に定着する方策を探求することは重要な課題の一つであった。1920年に大阪市で住宅問題や失業問題対策等、都市下層対策のために社会部が設置されているが、これは労働空間における労働条件の直接的な改善とは別に、居住空間における〈市民〉のための生活環境の確保が問題化されていく過程でもあったといえる。芝村篤樹は協調会の理事をも経験していた関の都市政策の特徴として、労働力の保全と階級対立の緩和をあげて、“都市民衆の生活を改善し、労働力としての質を高め、階級対立を緩和して協調体制を築くことこそが、資本主義経済を発展させ、高度な工業社会を形成するために最も重要だと考えた”¹⁷⁾のだと指摘している。このような都市社会政策思想を元にして、労資分配を超える余暇の領域に対してもまた、〈市民〉としての労働者の生活の支援という立場から、その政策化が試みられていくのである。

それでは大阪市の余暇対策の内実に関わって、それはどのような地域の実態を背景としながら、いかなる理念に基づいた方策が採られようとしていたのであろうか。その特質については次の二点において捉えておくことができるよう思われる。

第一に、民衆娯楽の企業化に伴う商業主義的な娯楽活動に対する批判である。例えば、大阪市社会部調査課『余暇生活の研究』の中では、“乍併一般市民余暇利用の共同機関の大部分は文化の促進よりも利潤の獲得に多くの利害を感じる商人階級に掌握せられ大多数の市民の余暇は千日前や新世界のような比較的低級な非芸術的な娯楽場で費されて居る。これは所謂余暇生活のコンマシアライズなる都市の一般傾向から未だ脱却し得ない証拠である”¹⁸⁾と述べられており、ここからは明確に反商業主義の立場に立っていた様子がわかる。活動写真を典型とする大衆娯楽の大量生産、大量消費化という現象は、都市自治体にとってそれが都市住民に対して持つであろう社会

的な影響力を考えた場合、その政策的対応の必要性を認識させるものであった。ここでは都市住民の余暇という日常的領域への介入を正当化する論理が、都市専門官僚によって打ち立てられた点が重要であろう。

第二に、その結果として教化主義的な余暇・娯楽政策の方針が採用されたことである。特にその具体的方策として、公共的施設の設置が多くの関係者によって言及されていた点は、大阪市余暇対策における大きな特質の一つといえるだろう。例えば、1920年に大阪市内の民衆娯楽調査を試みた大林宗嗣は、“都市当局者として民衆娯楽の健全なる発達を促すが如き施設—例えば野天劇場を設立し、又は公園劇場、隣保劇場等を設立して営利的興行者に依つてなしとげざる公共的娯楽の発生と発達とを図つてすべき責任がある。新時代の民衆生活に適した民衆娯楽の発生を助けてやらねばならぬ¹⁹⁾”(下線は引用者)とその結論部分において都市当局への提言を述べている。さらに川本宇之介もまた大阪市に限定されるわけではないが、都市の余暇政策の一つのあり方として“公共的各種機関を或は新設し、或は他のある機関を利用し、それを拡張充実せしむる等、市民の余暇生活を有益に使用せしむるに大なる便益を供することが都市の責任であり、又その自衛のために必要となって来る”²⁰⁾と大林と同じような問題を提起していた。

このように都市自治体は、〈市民〉である労働者の余暇活動を、彼らの生活する当地としての立場から善導する有力な機関として特別な意味を付与されていた。そして実際に既存の大衆娯楽の実態をふまえつつ、新たな民衆生活の理念をかけて、公共的な施設の設置や運営を中心とした余暇・娯楽の善用政策が採用されていった。そしてそれを中心的に担うのが、1920年代になり行政組織的基盤を整えることで、大きくその事業の規模を拡大していく社会教育政策である。

B. 大阪市社会教育行政の成立と展開

大阪市において社会教育課が設置されたのは1920年であったが、それ以前の段階でも、いくつかの関連する事業は展開されていた。例えば、1917年には大正天皇大典事業の一環として、天王寺公園内に大阪市立市民博物館が設立された。また1919年には宗教団体代表者らが集まり市長主催の教化事業懇談会が開催されている。これは第一次大戦後の社会、政治、経済、思想界の変動に応じた市民教化の振興を図るために、公休日利用の方法、公休日に於ける神社、仏閣、教会等の教化施設について懇談して、それらを開放する了解を得たものである²¹⁾。

その後、1920年4月“大阪市達14号”²²⁾により、特別の

一課として社会教育課が創設されたことによって、大阪市社会教育の制度的基盤がようやく確立することになった。新設時の事務分掌事項には、①市民博物館、図書館、美術館等ノ事業、②教育会其他教育諸団体、③児童及少年ノ保護、④其他社会教育が配当されている。これら事務分掌からは、すでに設置されていた市民博物館や、その構想が打ち出されていた市立美術館²³⁾などの社会教育施設の存在もまた、社会教育課新設を促した大きな要因であったことがうかがえよう。とりわけ市民博物館では1922年に大講堂を設けており、そこで都市住民を対象とする各種の講演会も開催している。同年、日曜講演が392回、同じく一日会及十五日会（講演会）が22回との報告もある²⁴⁾。さらに翌年には、“一般市民ノ読書趣味ノ涵養ヲ図リ以テ思想ヲ高メ知徳増進ノ目的ヲ以テ”²⁵⁾、阿波座、御藏跡、清水谷、西野田の、いずれも小公園内に4つの市立通俗図書館が大阪市で初めて設置されている。なお“大阪市は実にこの自治生活に徹底した土地であつて都市的施設についてみると、東京市の如き、範を却つて大阪に求むるような有り様である”²⁶⁾と東京市長を経験していた後藤新平も、大阪市これら施設の充実ぶりを指摘していた。

さらに社会教育課は1921年9月の“大阪市達35号”²⁷⁾により、それまで教育部内で別課として存在していた青年教育課と合併され、課内には新しく社会教育係、青年教育係の二つの係が置かれることになった。社会教育係の事務分掌事項は変わらないが、青年教育係では①青年団体、②公衆運動場ノ事業、③其他青年教育及市民体育が配当された。特に、市民体育の領域についていえば、1923年の第六回極東選手権競技大会にあわせて建設されたトラック、フィールド、プール、テニス場等を有する運動場が、市民の体育奨励のための“市立運動場”として、また公園付属の運動場もまた社会教育課の管轄下に置かれている。これは当時大阪市特有の動向として確認されていた点でもあった²⁸⁾。

この他の娯楽・余暇対策で注目すべき動向として、“民衆娯楽ノ改善ニヨリ民衆ノ風尚趣味ノ向上ヲ図リ併セテ劇場寄席等ヲシテ社会教化ノ施設タラシメントスル為”²⁹⁾に、①活動写真の改善、②浪花節の改善、③講談の改善という三つの民衆娯楽改善事業がなされたことは重要である。活動写真の改善とは、教化的価値のある活動写真フィルムの目録作成と教育団体へのその配布であり、浪花節、講談の改善とは市当局がそれぞれの代表者と研究会を開いて実演をも行いながら意見交換するというものであった。ここから都市社会教育政策による余暇・娯楽領域の具体的事業には、既にみたような公共的

施設を直営することと、既存の民衆娯楽市場に働きかけるという2つのあり方が存在していたことがわかる。

さらに1927年4月には大規模な職制改正がなされ、社会教育係には①図書館、博物館及び美術館、②学校中心社会教育、③教化委員、④成人教育、⑤生活改善、⑥芸術並民衆娯楽ノ教育的利用、⑦社会教育諸団体ノ事業奨励、⑧其他社会教育と広範囲にわたる事務事項が配当された³⁰⁾。とりわけ芸術並民衆娯楽ノ教育的利用については、“直観的ニ知識ト趣味ト実益ヲ与ヘ、或ハ一般社会教育上講演ノ代リニ映画ヲ利用”³¹⁾するという、映画教育事業としてその具現化の道を辿ったようである。

IV. 余暇・娯楽事業の中の愛市精神

A. 都市住民の教化的・娯楽的余暇活動

さてそれではこれら社会教育政策の展開の一方で、都市住民の側ではどのような余暇・娯楽活動がなされていたのであろうか。表3は大阪市社会部による“貴方は業務終了後の昼間夜間の余暇及休日を如何なさいますか”との質問に対しての回答を整理したものである。ここで

は社会教育政策と関わりの深いであろう教化的余暇活動と、それと比較するために休養娯楽的余暇活動の中から代表的な項目でありかつ構成比の高いものをそれぞれ選び出している。

まず全体をみれば業務時間終了後の夜間における図書館を除く教化的余暇活動の割合が高いこと、さらに日曜祭日其他休日では休息を取り入れながらも、芝居や活動写真を観覧する機会があった様子がうかがえるだろう。またここで職業別にみれば、教化的余暇活動では教師が、休養娯楽的余暇活動では職工が、それぞれ相対的にみて対応関係にあったように思われる。

なお社会教育施設である図書館については、休日において教師が1.3%、事務員が0.7%との構成比が明らかとなっているが、同じ休日における休養娯楽的余暇活動と比較しても、全体としてみればその利用は限られていたようである。さらに図書館の利用者層に特定した場合、閲覧者数に占める学生の割合は30.9%であり、これは有業者の中で最大の構成比を示していた実業従事者の30.2%をも越えている³²⁾。

表3 都市住民の教化的・娯楽的余暇活動（単位%）

職業別	教化的余暇活動				休養娯楽的余暇活動				調査人数	
	勉学	読書	新聞閲覧	図書館	休息	芝居	寄席	活動写真		
業務時間終了後	職工	2.2(62)	15.5(447)	8.9(256)	0.0(0)	1.6(47)	0.1(4)	—	0.03(1)	719
	教師	2.6(10)	43.6(171)	7.1(18)	0.0(0)	6.1(24)	0.0(0)	—	0.0(0)	98
	官公吏	1.0(5)	1.0(5)	—	—	1.0(5)	—	—	—	130
	事務員	5.8(64)	19.7(217)	5.8(64)	0.0(0)	4.7(52)	0.0(0)	0.4(4)	0.0(0)	276
	商人	1.5(18)	9.0(110)	9.8(119)	0.1(1)	4.8(57)	0.0(0)	0.0(0)	1.0(12)	305
業務時間終了後	職工	2.6(75)	29.5(847)	17.6(507)	0.0(0)	0.1(4)	0.6(16)	0.1(3)	0.9(27)	719
	教師	10.7(42)	69.4(272)	15.1(59)	0.0(0)	4.1(16)	2.0(8)	—	0.0(0)	98
	官公吏	6.2(32)	8.1(42)	2.3(12)	—	0.0(0)	—	—	—	130
	事務員	5.1(56)	41.8(462)	12.5(138)	0.0(0)	2.5(28)	0.5(5)	0.6(7)	0.1(1)	276
	商人	4.3(52)	15.3(187)	8.6(105)	0.0(0)	5.8(71)	0.1(1)	0.5(6)	0.7(8)	305
日曜祭日	職工	0.3(9)	8.4(243)	2.2(62)	0.03(1)	1.7(50)	6.5(187)	1.4(39)	8.6(246)	719
	教師	5.4(21)	36.2(142)	4.1(16)	1.3(5)	0.0(0)	1.8(7)	—	0.3(1)	98
	官公吏	2.7(14)	3.8(21)	0.0(0)	—	0.2(1)	—	—	0.2(1)	130
	事務員	1.5(17)	14.5(160)	0.7(8)	0.7(7)	3.3(36)	4.3(47)	0.8(9)	1.7(19)	276
	商人	1.4(17)	2.7(33)	0.3(4)	0.0(0)	5.1(62)	1.3(16)	0.2(2)	0.7(16)	305

出所) 大阪市社会部調査課『余暇生活の研究』(労働調査報告第19集) 1923, 232-342頁より作成。同書の中では各季節毎に回答を求めており()内の実数はそれらを加算したものである。よって構成比はそれぞれの調査人数の4倍に対するものとして算出してある。また全ての調査対象者は男性であり、さらに職工の場合20代に限定されている。なお——は人数不明。

またこれら都市住民による余暇活動の実態の一部からもやはり、大阪市社会教育政策が図書館や博物館をはじめとする社会教育施設を公共的立場から設置、運営するとともに、既存の活動写真や寄席における営利主義的弊害を民衆娯楽改善の立場から除去し、さらにそれらを向上させていくための働きかけをも試みた背景を読み取ることができるだろう。

B. 愛市心形成の契機

だがこれら社会教育政策による余暇・娯楽の対応は、単なる都市生活の合理的な改善にとどまるものではなかった。とりわけ余暇・娯楽の教育的活用及び都市住民によるその消費が、都市民としてのアイデンティティを確保するための道徳心や愛市心の喚起に結び付いていく点は重要な意味を持つものであろう。都市住民の娯楽趣味の向上は、近代都市住民として市民格に関わる大きな問題とされ、さらには都市計画事業の精神的側面としてもまたその重要性が明確に捉えられていくようになっていくのである。

こうした愛市心の内実を理解する上で重要な位置にあると思われるのが市歌と市民読本である。大阪市では1920年9月に、市民の自覚及び愛市心を育成するための情操教育の一環として大阪市歌の懸賞募集を試みた³³⁾。その結果、翌年に市歌（表4）が制定されている。また1923年には善良なる市民としての性格を陶冶するためのテキストとして、『大阪市民読本』³⁴⁾が編纂、刊行されているが、その目次は表5の通りである。これらの内容をふまえつつ、この時期の娯楽・余暇領域の事業にも内在化されていたであろう愛市心の特質を捉えれば、次のような指摘が可能であるように思われる。

表4 大阪市歌

- | |
|---|
| 1 高津の宮の昔より 代々の栄を重ね来て
民のかまどに立つ煙 賑ひまさる大阪市 |
| 2 難波の春の朝朗 生気街に張りて,
物皆動く産業の 力そ強き大阪市 |
| 3 東洋一の商業地 咲くや木の花魁けて
四方にかをりをおくるべき 務ぞ重き大阪市 |

出所) 大阪市役所『明治大正大阪市史第一巻概説編』清文堂1933, p.621。

表5 『大阪市民読本』目次

1 上古の大坂と高津宮 (1)
2 上古の大坂と高津宮 (2)
3 豊太閤 (1)
4 豊太閤 (2)
5 造幣局
6 聖徳太子と四天王寺
7 近松門左衛門と平民文学
8 中世の大坂と石山本願寺
9 末吉船
10 大阪諸市場の起源 (1)
11 大阪諸市場の起源 (2)
12 大阪商業会議所
13 大阪の城代及町奉行
14 明治天皇と大阪
15 大阪市 (1)
16 大阪市 (2)
17 日本の建国
18 憲法発布
19 帝国議会
20 大阪の商工業 (1)
21 大阪の商工業 (2)
22 自治の要義
23 市制一班及大阪市政の沿革
24 国防
25 世界大戦争
26 國際連盟
27 河村瑞賢と安井道頓
28 大阪の風物
29 懐徳堂
30 都市計画
31 市民道德
32 市民と保健
33 職業の選択
34 青年の修養
35 大阪市青年連合団歌
36 富と人格
37 愛市の念
38 大阪市歌

出所) 大阪市教育会『大阪市民読本』1923, 目次 p.1-4。

第一に、地理的かつ歴史的観点から近代大阪が置かれた政治的、経済的、文化的位置を捉えつつ、大阪市民を普遍的存在として照射していることである。これは時代及び空間が特定される大阪市民としてのアイデンティティ統合の機能を果たすものであり、同時に多様な構成員からなる都市住民が新たに依拠すべき共通する家郷の創出とるべき市民像の供給とが接合されていく過程でもあったと捉えることができよう。

第二に、都市住民に対して、個人の独立や修養の精神の意義を唱え、〈市民〉としての自覚を促していることである。“夫れ人類の円満なる進歩を欲せば、各人の個性を發揮するの必要を見る、而して個性の發揮は偏に独立自主の精神の存養に依つて達し得べし”³⁵⁾という記述に見られるよう、共同体を離別した諸個人は都市においては何よりも独立した〈市民〉として析出されるべき存在であったのである。しかしながらそれはまた“独立自主の人にして協同一致するは団体生活の通義なり、依頼さは固より甚だ卑しむべし、然りと雖も、分立離隔の風最も陋なり、共同生活の善美なる成績は戮力成業の美風に待つ”³⁶⁾と述べられているように、共同生活との調和が確保されることで初めて意味を持つものでもあった³⁷⁾。

第三に、豊太閤や安井道頓のような大阪の基礎を築いたとされる具体的な人物伝や大阪市歌の存在そのものに見い出せるように、それらを通じて喚起される情緒的共感が教育的に利用されていくことである。都市住民がこれらの市歌や物語を共有することは、同時に彼らが均質的な〈市民〉として統合化されていく過程でもあった。

さてこれら要素が、実際に都市住民にどの程度受容されたのかについて、本稿では明らかにすることはできない。ただし都市専門官僚による余暇・娯楽の教育化が、〈市民〉としての都市住民の余暇環境の整備という観点から試みられたことをふまえれば、社会教育政策による施設の設置、運営や、民衆娯楽の改善事業の中にも、このような愛市心形成の機能が少なからず内在化されていたのだと考えることができるだろう。1920年代に入り都市住民の労働外時間である余暇時間の合理的活用によって社会教育政策の推進が図られていく。そしてそこで提供された公共的余暇・娯楽の機会を、日常的次元で消費する過程にこそ、都市住民が規格化された近代都市の構成員である〈市民〉として陶冶されていく契機が含まれていたのである。ここにおいて我々は、単にイデオロギーの教化に終始するものではない、都市住民の娯楽への欲望をも媒介点とする統合局面の存在を確認することができよう。

IV. おわりに

本稿は近代日本における娯楽の合理化過程について、とりわけ1920年代の大都市社会教育政策に焦点化しながら検討してきた。大正期の労働・余暇問題の構造的変容を基本的背景として、大阪市でも都市社会政策の立場から、労資分配を越えた余暇領域についての政策化が展開することになった。とりわけ都市自治体は、〈市民〉としての労働者の余暇活動を、彼らの生活する当地としての立場から善導しうる有力な機関であり、その余暇対策は、社会教育政策による公共的社会教育施設の設置と運営や既存の民衆娯楽市場の合理的改善などのかたちで具体化することになる。そして合理化の実質を問えば、そこで提供された公共的余暇・娯楽の機会を消費する過程にこそ、都市住民が規格化された愛市心ある〈市民〉として陶冶されていく契機が含まれていたのであった。

しかし1920年代に展開された大阪市社会教育政策の全体からみれば、本稿が主たる対象としてきた、1920年代前半を中心とした施設の整備や娯楽の改善などの教化を直接的目的としない社会教育政策の展開は、むしろ例外的なものであったようにも思われる。例えば、市では1923年に“健全ナル自治ノ発達ト協同和親ノ美風ヲ助長シ併テ教化ノ向上ヲ促ス為”³⁸⁾に、大阪市協和連合会なる組織を創設している。さらに1924年11月には「国民精神作興に関する詔書」の下賜記念日にあたり大阪市教化委員制度を発足させたが、これは“大阪市が今回教化事業指導のため各小学校を中心とした教化委員会なるものを設け市内の青年団長連合、青年団役員、在郷軍人分会長、協和会加盟団員その他教化事業に關係ある人々約3000名に對してこれが委員を委託することになった”³⁹⁾と報道されているように、かなり大規模な教化的機関といえるものでもあった。またこの委員について、1929年には“委員会数191、委員総数6000名にして着々所期の功績を挙げつつあり”⁴⁰⁾との報告もその後にはなされており、その継続的展開も認められる。

このような半官半民の宗教団体や教化団体⁴¹⁾との連携をも積極的に図っていく点は、図書館や博物館等の施設の直営とならぶ大阪市社会教育政策のもう一つの大きな特徴として指摘できる。1930年代の教化総動員実施段階で、これら諸団体の大部分もそこに組み込まれていくことになるが、その際に既存の社会教育施設をも含め、余暇・娯楽が演じた役割について、それを本稿の視点でもあった1920年代の労働・余暇問題との連続と断絶という観点から検討することが今後の課題となろう。

(指導教官 鈴木眞理助教授)

注

- 1) 余暇・娯楽概念の異同について、氏原正治郎によればこの二つはほぼ同義ではあるが、当時、余暇は時間の長さに、娯楽は活動内容に力点が置かれていたと指摘している（氏原正治郎“第一次大戦後の労働調査と『余暇生活の研究』”『（生活古典叢書第8巻）余暇生活の研究』光生館1970, p.60）。本稿の考察でもこの概念規定を基本的に踏襲している。
- 2) 戦前日本における社会教育の歴史的性格として、かつて碓井正久が①官府の民衆教化性、②非施設・団体中心性、③農村地域性、④青年中心性の四点を指摘したことは周知のことである（碓井正久“社会教育の概念”長田新『社会教育』御茶の水書房1961, p.37-38）。むろん本稿の目的はこれら特質の妥当性を検証しようとするものではないが、ここでは規範としての欧米（都市モデル）、特殊としての日本（農村モデル）という比較史的視点が、近代日本都市社会教育政策史研究への取り組みを妨げた大きな潜在的要因の一つであった点を確認しておきたい。
- 3) 例えば、農村を基盤とする青年団に対して、都市を中心に展開された少年団についての歴史研究がまとめられたのもごく最近のことである（上平泰博・田中治彦・中島純『少年団の歴史－戦前日本のボーイスカウト・学校少年団－』萌文社1996）。
- 4) 上杉孝實・大庭宣尊編『社会教育の近代』松籟社1996, p.8
- 5) 関直規“1920年代大都市社会教育行政組織化過程とその意味－近代日本と都市〈市民〉教育－”『日本社会教育学会紀要』No.33, 1997, p.65-74
- 6) 小川利夫“社会教育期の時代的性格と構造的特質”国立教育研究所編『日本近代教育百年史7 社会教育(1)』1974, p.773-775
- 7) 倉内史郎“社会教育期の成人教育”，同上, p.1125
- 8) 住友陽文“余暇の規律化と都市「市民」問題－日本近代都市権力の労働者統合理念－”都立都市研究センター編『総合都市研究』第53号1992。また寺出浩司は大阪市余暇調査について、“労働者層が、市民として都市社会のなかに安定的に定着していくための社会的条件を生活の側から探ろうとするものにはかならなかった”と指摘している（寺出浩司“余暇生活の研究”石川弘義監修『余暇・娯楽研究基礎文献集解題』大空社1990, p.112）。本稿の〈市民〉概念もまた、住友や寺出の明らかにしたような都市専門官僚の正当性を担保する要素を含むものである。
- 9) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店1971, p.338-339, 第3表より算出。
- 10) 大阪市社会部調査課『大阪市労働年報』（労働調査報告第42号）1926, p.6-7
- 11) 野沢浩『労働時間と法』日本評論社1987, p.53
- 12) 内海義夫『労働時間の歴史』大月書店1959, p.242-243
- 13) この調査は原則として、1924年10月10日の時点で30人以上の労働者を使用する工場について行ったものである。この時、民営工場の中で30人以上50人未満の労働者を雇用していたところの割合は7.3%のみであり、とりわけ5人以上10人未満の割合は48.7%であった（労働運動史料委員会『日本労働運動史料第10巻統計編』労働運動史料刊行委員会1959, p.134）。よって本来的にはより小規模の工場や業態別による相違、さらにはその他の都市有業者層の存在をも想定しながらこれら数値を検討していく必要があるだろう。ただし本稿では労働時間問題とパラレルに余暇問題も対象化されていく時代的状況を確認するにとどめておく。
- 14) 大阪市社会部調査課『第一回大阪市労働統計実地調査概要』1925, p.20
- 15) 小林嘉宏“大正期における社会教育政策の新展開”『講座日本教育史（第三巻）』第一法規1984, p.318
- 16) 芝村篤樹“日本近代都市史－近代大阪研究の意義と課題－”『ヒストリア』180号1996, p.88
- 17) 芝村篤樹『関一一都市思想のパイオニア』松籟社1989, p.226
- 18) 大阪市社会部調査課『余暇生活の研究』（労働調査報告第19集）1923, p.1-2
- 19) 大林宗嗣『民衆娯楽の実際研究』同人社1922, p.380。権田保之助もまた、既存の民衆娯楽を調整する都市行政の役割の重要性を指摘している（権田保之助『民衆娯楽論』巖松堂1931, p.242）。
- 20) 東京市政調査会『都市教育の研究』（川本宇之介著）1924, p.132-133。なお川本によれば、都市の公共的施設とは、“公費又は其の他の準公共的経費を以て経営し、休養娯楽其の他の必須且つ善良なる要求を満し、又は善良なる感化を与えるところの施設”（p.124）のことである。また大阪市主事であった植木政次郎は、美術館、動植物園等の“教育的施設”について、“知識の開拓を主とするよりも趣味娯楽の陶冶開発を主とする点に於て特徴がある”とも述べている（植木政次郎『社会教育の理論と実際』新進堂1924, p.162）。このように当時の都市の教化的な公共的施設の範囲は、理論的にもかなり広く想定されていたが、本稿での考察はあくまで社会教育政策に導かれた施設の設置や運営の検討に限定することにしたい。
- 21) 大阪市『明治大正大阪市史第一巻概説編』清文堂1933, p.620-621
- 22) 『大阪市公報』第390号1920年4月
- 23) 美術館構想について次の報告がある。“本市ハ市民ニ高尚ナル美的情操ト精神ナル趣味トヲ涵養スル為メ都市観覧施設トシテ美術館ヲ設置スルヲ以テ緊要且有益ナリト認メ九年二月十九日之ヲ市会ニ提案シ次デ三月三十日市会ハ全会一致之ヲ可決シタリ”（大阪市役所教育部『大阪市教育紀要』第3回1921, p.78）。なおその後、財政難等により建築は中止延期を繰り返し、1936年に至りようやく開館されることになった（大阪府教育委員会『大阪府教育史第一巻概説編』1973, p.1063）。
- 24) 大阪市役所『大正11年度大阪市事務報告書』1923, p.258
- 25) 大阪市役所学務課『大阪市教育紀要』第1回1920, p.59-60
- 26) 後藤新平“大阪市民諸君に望む”『大大阪』第2巻第2号1926, p.2
- 27) 『大阪市公報』第464号1921年9月
- 28) 東京市文書課『都市教育行政に関する調査（大都市調査報告4）』1928, p.288-290
- 29) 大阪市役所『大正11年度大阪市事務報告書』1923, p.255
- 30) “大阪市達第34号”『大阪市公報』第850号1927年4月
- 31) 大阪市教育局『昭和2年度大阪市教育要覧』1928, p.74-75
- 32) 大阪市社会部調査課、前掲書, p.160
- 33) 福士末之助大阪市教育部長は、その趣旨を次のように説明した。“大阪には未だ愛市の念を養ふべき何等の歌もないで今回此企てをしたのである。最も此歌は出来るだけ学校でも歌はせるし尚愈々市制実施の暁には其記念日には必ず歌はせる事とし其他市民の多く集まる時には必ず第一番に之を歌はせる様に習慣を付けていと思ふ”（『大阪毎日新聞』1920年9月1日）。
- 34) 大阪市教育会『大阪市民読本』1923
- 35) 同上, p.221
- 36) 同上, p.221-222
- 37) この点については、住友、前掲論文、に示唆を受けている。
- 38) 大阪市役所『大正11年度大阪市事務報告書』1923, p.256
- 39) 『大阪毎日新聞』1924年11月11日
- 40) 大阪市教育局『昭和4年度大阪市教育要覧』1930, p.80-81
- 41) 1928年の時点で、大阪市が奨励すべき社会教育団体として位置付けていたのは、大阪市協和連合会以外に、青年連合会、各青年団、婦人連合会、大阪体育会、美術協会、大阪市音楽会、神職宗教団（文化同志会、大阪市仏教団、大阪市神職会）である。団体構成員数をみた場合、青年連合会の133293人、婦人連合会の54000人、大阪市協和連合会の約80000人がそれぞれ注目される（大阪市教育部『昭和3年度大阪市教育要覧』1929, p.87-96）。